

令和7年3月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(ワ)第3646号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年12月17日

判 決

5

原 告 立 花 孝 志

被 告 服 部 修

同訴訟代理人弁護士 岡 田 晃 朝

主 文

10

1 被告は、原告に対し、1万円及びこれに対する令和6年2月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用はこれを100分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、160万円及びこれに対する令和6年2月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告が行ったXへの投稿（以下「本件投稿」という。）により名誉を毀損されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料160万円及びこれに対する令和6年2月14日（投稿日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

25

2 前提事実（争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨

により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、本件投稿がされた令和6年2月13日当時、NHKから国民を  
守る党（以下「本件政党」という。）の代表者を務めていた者である。

イ 被告は、令和元年7月21日の参議院議員選挙、令和2年7月5日の東  
京都知事選挙、同年8月23日の箕面市長選挙（以下、これらの選挙につ  
いては、選挙の執行日を省略して記載することがある。後記ウ及びエの各  
選挙についても同じ。）に、本件政党の推薦を受けて立候補した者である。

なお、被告は、本件投稿を行った令和6年2月13日当時には、本件政党  
との関係を解消していた。（乙3～5、弁論の全趣旨）

ウ 百合ゆり恵（以下「百合」という。）は、令和元年9月15日の長野市議  
会議員選挙に、本件政党の公認候補者として立候補した者である。なお、  
百合は被告のきょうだいである。（乙26、弁論の全趣旨）

エ 信時一智（以下「信時」という。）は、令和元年9月8日の交野市議会議  
員選挙、令和2年8月23日の箕面市議会議員選挙に、本件政党の公認候  
補者として立候補した者である。なお、信時は、被告が経営していた音楽  
塾の生徒であった。（乙5、12、13、弁論の全趣旨）

(2) 被告による本件投稿

被告は、令和6年2月13日、X上に「N国の収支報告書の記載につい  
て、寄付した覚えがない人がいたり、推薦、公認料と称してお金を支払っ  
たかのようにしてますが本人は受け取った覚えがない人がいます 立花  
孝志のこのような行為について、具体的に刑法の何罪にあたるのか？  
分かる人がいたらお知らせください」と投稿する（以下「本件投稿1」と  
いう。）とともに、「問題点 ①住所氏名など個人情報を無断記載、また公  
に晒されていること→削除させたい ②コレらのお金はどこからきて、  
どこへ消えたのか？→お金の流れの追求 具体的な刑法に触れる罪名な

ど詳しく分かる方がいらっしゃいましたら教えてください！」と投稿した（以下「本件投稿2」という。本件投稿は、本件投稿1及び2を併せたものである。）。（甲1）

### 3 爭点及び当事者の主張

本件に関する争点は、次の(1)及び(2)であり、各争点に関する当事者の主張の要旨は別紙のとおりである（なお、同別紙で定義する略称は、本文においても用いることとする。）。

- (1) 本件投稿に係る不法行為の成否（争点①）
- (2) 損害の発生及びその額（争点②）

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件投稿について名誉毀損の不法行為が認められるから、原告の請求は主文第1項の限度で理由があり認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきものであると判断する。その理由の詳細は、以下のとおりである。

#### 1 争点①（本件投稿に係る不法行為の成否）についての判断

##### (1) 名誉毀損該当性及び違法性阻却等に関する判断枠組み

ア ある表現における意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者（閲覧者）の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

イ 事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、その行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年(オ)第815号同4

1年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照)。

一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるとの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、その行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される(最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)。

## (2) 本件投稿の名誉毀損該当性について

ア 本件投稿1及び2は、同一の投稿者(被告)により連続してされたものであり、本件投稿の内容(前記前提事実(2))に照らしても、同一のテーマにつき2回に分けて投稿したものと認められるから、一般の閲覧者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件投稿1と2を一体としてその意味内容を理解するものといえる。

そして、本件投稿1及び2の文言に照らせば、本件投稿は、「原告が、寄付や、推薦料・公認料の支払の実体がないのに、これらを本件政党の収支報告書に記載しており、このことにより、個人情報を無断で公開するとともに、不透明な金の流れを作出している」という事実を摘示する(以下「本件摘示事実」という。)とともに、同事実を基礎として、原告のかかる行為が何らかの犯罪に該当し得るという意見論評(以下「本件意見論評」という。)を記載するものと認められる。

イ そうすると、本件投稿の記載を読んだ一般の閲覧者は、本件摘示事実か

ら、原告が収支報告書に虚偽の記載をし、個人情報の無断公開や不透明な金の流れの作出といった問題を起こしているとの印象を受け、また、本件投意見論評から、原告が犯罪行為をしているとの印象を受けるから、本件投稿は原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

5 ウ また、本件投稿は、不特定多数の者が閲覧することができるインターネット上に公開されたものであるから、公然性も認められる。

エ したがって、本件投稿は、原告の名誉を毀損するものである。

### (3) 違法性阻却事由について

10 被告は、本件摘示事実の重要な部分が真実であることの根拠として、①本件政党の収支報告書に記載されている百合からの30万円の寄付について、  
15 実際には同寄付がなかったこと、②本件政党の収支報告書に記載されている信時への22万円の公認料の支払について、実際には同支払がなかったこと、  
これからの主張について検討する。

#### ア 百合からの30万円の寄付について

20 (ア) 百合が令和元年9月6日に本件政党の銀行口座に30万円を振り込んだ事実、及び、これが本件政党の収支報告書において百合による寄付として記載されている事実については、当事者間に争いがない。

25 証拠(甲6、8、乙10、24〔書証番号は枝番を含む。以下同じ。〕)及び弁論の全趣旨によれば、①本件政党は、信時の交野市議会議員選挙(前提事実(1)エ)に際し、同人に推薦料として30万円を支払うこととし、令和元年8月21日、本件政党の口座から30万円を引き出し、信時に代わって、東京法務局において30万円を供託したこと、②その後、同供託が不要となったことから、信時と協議の上、同30万円を百合の長野市議会議員選挙(前提事実(1)ウ)のために使用することとなり、本

件政党が、百合に代わって、同年9月5日、東京法務局において30万円を供託したこと、③ところが、百合は、活動資金が30万円以上集まったことから、供託金に係る30万円を本件政党に返したいとの意向を示し、そのため、同年9月6日に百合から本件政党の銀行口座に30万円が振り込まれることとなったこと、④その際、本件政党から推薦料を支払ったのは信時であって百合ではないことから、返金という処理ができないとして、百合による上記振込は本件政党に対する寄付として扱われることとされたことが認められる。

以上の事実関係に照らせば、本件政党の収支報告書に記載されている百合からの30万円の寄付は存在していたことが認められるから、本件摘要事実は、その重要な部分（寄付の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）において真実であったとは認められない。

(イ) そこで、次に、真実相当性について検討する。

被告は、百合から直接話を聴き、銀行口座の振込記録及び本件政党の収支報告書の記載を確認した旨主張する。

しかし、百合の預金通帳からは、百合が令和元年9月6日に30万円を「WTU」名義の口座に振り込んだことが読み取れるところ（乙14、21）、他方において収支報告書には、上記振込をしたのと同じ日に百合が30万円を寄付した旨が記載されているのであるから（乙8）、両者を照らし合わせて見れば、寄付の記載には相応の根拠があることがうかがわれる。

他方、上記30万円の振込みが本件政党への返金であるとの百合の説明については、①収支報告書に本件政党から百合に対する推薦料や公認料の支払の記載がないことや、②百合が推薦料等として本件政党から供託金を出してもらったのであれば選挙後に供託金の払渡しを受けてから返還すれば足りるはずであるのに、実際には、東京法務局から供託金の

5  
払渡しを受けた令和2年2月6日よりも前に、百合による上記30万円の振込みがされていること（乙24の2）に照らせば、返金であるとの上記説明に疑いを抱くのが自然である。

しかし、被告は、本件政党に対し上記30万円の振込みを返金ではなく寄付として扱った理由について確認するなどの調査をすることなく、安易に百合の上記説明を信じたものであるから、本件摘示事実の重要な部分（寄付の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）が真実であると信じるに足る相当の根拠があると認めることはできない。

10 イ 信時への公認料22万円の支払について

（ア）信時が令和2年8月19日に本件政党から22万円を送金された事実、及び、これが本件政党の収支報告書において信時への公認料として記載されている事実については、当事者間に争いがない。

15 信時は令和2年8月23日の箕面市議会議員選挙に本件政党の公認候補者として立候補していること（前提事実(1)エ）、上記22万円の支払の当時、上記選挙に係る公認料の支払以外に本件政党が信時に對し支払をする事情はうかがわれないことに照らせば、上記22万円の支払は上記選挙に係る公認料としてされたものであると認められる。

20 この点、被告は、上記22万円の支払は選挙活動に必要な街宣車のレンタル料等に充てるよう使途が制限されており、信時が自らの選挙活動のために自由に使えるものではなかったから公認料には当たらない旨主張する。しかし、そもそも本件政党が上記22万円の支払について使途を制限したことを示す的確な証拠はなく、また、仮に上記22万円の使途につき上記の費用に充てることが予定されていたとしても、このことによって公認料の支払の存在が否定されるものではない。

したがって、被告の上記主張は採用することができず、本件摘示事実は、その重要な部分（公認料の支払の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）において真実であったとは認められない。

（イ）そこで、次に、真実相当性について検討する。

信時に対する22万円の送金の事実は、信時本人の通帳等を確認すれば容易に判明するものである。信時は被告が経営していた音楽塾の生徒であって（前提事実（1）エ）、被告の主張によれば、両名の間には11年以上の交友関係があり、現在も毎週のように顔を合わせているというのであるから、信時の協力を得て同人の通帳等を確認することは容易であったにもかかわらず、被告は本件投稿を行うに当たって十分に調査を尽くさなかつたものである。

したがって、本件摘示事実の重要な部分（公認料の支払の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）が真実であると信じるに足る相当の根拠があると認めることはできない。

ウ 信時への推薦料30万円の支払について

（ア）本件政党の収支報告書において令和元年8月21日に信時へ推薦料30万円を支払った旨が記載されている事実は、当事者間に争いがない。

原告は、上記30万円の支払は信時の供託金として東京法務局に納付したと主張するところ、上記ア（ア）①のとおり、同主張の事実を認めることができる。なお、この事実認定について補足すると、(a)収支報告書上、信時に推薦料30万円が支払われたとされる日と同じ日である令和元年8月21日に、本件政党名義の銀行口座から30万円が引き出されており（甲6）、令和元年9月8日を投票日とする交野市議会議員選挙（前提事実（1）エ）のための供託金に使用されたことと整合

的であること、(b)供託及びその後の経緯（上記ア(ア)①～④）はおおむね本件政党の会計担当者の陳述書（甲8）に記載されているところ、百合及び信時は、一部の記載を除き、大筋においては、上記陳述書に記載された本件政党における会計処理について積極的に争っていないこと（弁論の全趣旨）からすると、上記陳述書に記載のとおり、信時の箕面市議会議員選挙のための供託金として30万円が支払われたと認めるのが相当である。

以上によれば、本件政党の収支報告書に記載されている信時への30万円の推薦料の支払は存在していたことが認められるから、本件摘要事実は、その重要な部分（推薦料の支払の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）において真実であったとは認められない。

(イ) そこで、次に、真実相当性について検討する。

信時への30万円の支払は、上記ア(ア)のとおり、百合による30万円の寄付と関連するところ、被告は、同寄付について疑問を抱き、百合の通帳や本件政党の収支報告書を調べるなどしていたのである（上記ア(イ)）、この点につき本件政党に事情を聴くなどの調査をしていれば、信時の供託のために支払われた30万円が、後に百合の供託金として使用されることとなった経緯を知ることができたといえる。しかるに、被告は、この点について調査を尽くしていないから、本件摘要事実の重要な部分（推薦料の支払の実体がないのに本件政党の収支報告書に記載したとの部分）が真実であると信じるに足る相当の根拠があると認めることはできない。

エ よって、本件摘要事実の重要な部分につき真実性又は真実相当性は認められないから、その余の点について判断するまでもなく、違法性阻却は認められない。

なお、対抗言論を理由とする被告の主張は、独自の見解をいうものであって採用することができない。

- (4) 以上によれば、本件投稿について、名誉棄損の不法行為が成立し、被告はその責任を負う。これに反する被告の主張は、上記説示に照らし、採用することができない。

2 爭点②（損害の発生及びその額）について

本件投稿の内容や、投稿の態様など、本件の事情を踏まえると、原告に生じた精神的損害を慰藉するには1万円の損害賠償をもってするのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し1万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官

清水知恵子

清 水 知 恵 子

裁判官

堂 英 洋

堂

英 洋

裁判官

白井優美

白 井 優 美



(別紙)

## 当事者の主張の要旨

### 1 争点①（本件投稿に係る不法行為の成否）について

#### 5 (1) 原告の主張

ア 被告は、本件投稿により不特定多数者に対し「原告が架空の人物の氏名を使って不正に政治資金を使用しており、この行為が何らかの犯罪（政治資金規正法違反など）に当たる。」という事実を摘示しており、同摘示事実は、原告が政治資金規正法違反などの犯罪を行う人物であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

10 イ 被告の違法性阻却事由の主張については、否認ないし争う。原告が実態とは異なる金の流れを政治資金収支報告書に記載したことはない。

ウ したがって、本件投稿について、名誉毀損による不法行為が成立する。

#### 15 (2) 被告の主張

ア そもそも本件投稿は政治的な論評にすぎない。また、本件投稿は本件政党について記載したものであって、原告について記載したものではないため、本件投稿は原告の社会的評価を低下させない（特に、本件投稿2には、本件政党及び原告の記載はなく、対象人物を特定することはできない）。仮に、本件投稿が原告について記載したものであったとしても、原告の行為が犯罪になるのかどうか等を質問しているものにすぎないから、やはり原告の社会的評価を低下させるものであるとはいえない。

イ 本件投稿に対する返信数、リツイート数、「いいね」の数からすれば、不特定多数の者が閲覧したとはいえない。

ウ 仮に、本件投稿が原告の社会的評価を低下させるとしても、原告は百合について、実際には同人が本件政党に対して寄付を行っていないにもかかわらず、30万円を寄付した旨収支報告書に記載し、また、信時について、

実際には同人が推薦料や公認料を受領していないにもかかわらず、推薦料として30万円、公認料として22万円の合計52万円を本件政党から受領した旨収支報告書に記載していたから、原告は本件政党の収支報告書に虚偽の記載をしていたといえ、本件投稿の摘示事実ないし論評の基礎となる事実は真実である。仮に、当該事実が真実でないとしても、被告は、収支報告書上で自身の名前を使って虚偽の記載がされたと主張する百合及び信時から直接話を聞き、銀行口座の振込記録等も確認しているから、当該事実が真実であると信じるにつき相当の理由がある。

そして、本件投稿は本件政党の政治資金関係を問題としているから、公共の利害に関する事項であり、また、被告は、本件政党が収支報告書に虚偽を記載している可能性を表明したものであるから、専ら公益を図る目的で本件投稿を行ったものである。

エ また、原告と被告の間には政治的な対立があり、原告も多数の視聴者に対し、被告が嘘をついており信用できない人物であるなどと発言しており、本件投稿はかかる対立の中で行われた対抗言論であるから、不法行為を構成するものではない。

## 2 争点②（損害の発生及びその額）について

### (1) 原告の主張

本件投稿による名誉毀損によって、原告が被った精神的損害に対する慰謝料の額は、160万円が相当である。

### (2) 被告の主張

原告の主張は否認ないし争う。

以上

これは正本である。

令和 7 年 3 月 25 日

東京地方裁判所民事第 26 部

裁判所書記官 鈴木 健太



